

特別保存地区内の行為の許可基準の改正について（案）

- 古都法施行令第 6 条関係 -

許可基準の改定の必要性について

古都法施行令第 6 条により規定されている特別保存地区内の行為の許可基準について、以下の改正を行う。

1) 景観法に基づく「景観重要建造物」について、

現行の許可基準では、建築物の新築等を許可する要件として、文化財保護法に基づき指定された重要文化財等の保存のために必要な建築物等を規定している。（施行令第 6 条第 1 号ニ（ 2 ） 同条第 4 号ハ（ 2 ））

景観法の施行に伴い、景観法に基づき指定された景観重要建造物の保存のために必要な建築物の新築等についても、同様に許可の要件とする

2) 林業を営むために行う「森林の皆伐」について

現行の許可基準では、木竹の伐採を許可する要件として、森林の皆伐については、林業を営むためであるかどうかに関わらず、一律に 1 ヘクタール以下（第 2 種歴史的風土保存地区にあっては 5 ヘクタール以下）のものに限定されている。（施行令第 6 条第 8 号ロ）

第 4 5 回歴史的風土審議会意見具申（H 1 0 . 3 . 1 9 ）「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」において、「人工林施業により歴史的風土の維持保存が図られている地区にあっては、今後とも適切な施業行為により歴史的風土の維持保存が図られるよう、他の木竹の伐採とは区別し、一定の要件を定めた上で、森林の伐採規定の特例を設ける必要がある」とされたこと等を踏まえ、林業を営むために行う森林の皆伐について、森林の状況に応じ、5 ヘクタールを上限として、面積に係る許可要件の緩和を行う。

木竹の伐採に関する行為規制について

1 歴史的風土審議会

「今後の古都における歴史的風土の保存の在り方について」
(平成 10 年 3 月 19 日 内閣総理大臣あて答申)

(以下、関連部分の抜粋)

2. 最近の歴史的風土の保存をめぐる状況と課題

(3) 歴史的風土の保存と農林業等との調和問題

・・・歴史的風土を保存するための特別保存地区における行為の規制のうち、木竹の伐採規定が、京都市大原地区においては計画的林業施業に影響を及ぼしている。

歴史的風土を構成する田園風景や森林の一部は農林業によって保たれていることや、全村が特別保存地区に指定されている明日香村の現況を考えれば、歴史的風土は住民生活の安定と積極的な維持管理を行うことで初めて成り立っているとの認識に改めて立ち、それぞれの地域の特性に応じた保存を進める必要がある。

3. 今後の古都保存行政に求められるもの

(3) 凍結的保存からきめ細かな維持保全活用への展開

歴史的風土の保存と、その前提となる農林業等や住民生活との一層の調和を図るため、行為の規制に基づく凍結的保存から、地域の特性に応じたきめ細かな維持保全活用へと展開を図る必要がある。

そのため、歴史的風土をより適切に保存するための保存計画の充実や、特別保存地区における行為の規制に関し、歴史的風土の保存上特に必要な行為について一律の基準の見直しを行う必要がある。

4. 当面取り組むべき課題

(3) 歴史的風土の保存に関する行為規制(特に木竹の伐採に関する行為規制)について

人工林により形成される山丘が歴史的風土保存の主要な部分を構成している京都市大原地区においては、林業施業により、歴史的風土保存の主体である山丘の森林の維持保存が図られてきた。

このように人工林施業により歴史的風土の維持保存が図られている地区にあっては、今後とも適切な施業行為により歴史的風土の維持保存が図られるよう、他の木竹の伐採とは区別し、一定の要件を定めた上で、森林の伐採規定の特例を設ける必要がある。

2 社会資本整備審議会・歴史的風土部会

第2回歴史的風土部会 平成 14 年 11 月 26 日(火) 於 大津市

(視察)京都市の大原地区(寂光院・三千院歴史的風土特別保存地区)を視察

(議題)「古都における課題について」

- ・ 大原地区の林業をめぐる現状等についての説明
- ・ 木竹の伐採に係る行為規制等について議論

木竹の伐採に関する行為規制及び許可基準（参照条文）

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（抄）（昭和41年法律第1号）

（特別保存地区内における行為の制限）

第八条 特別保存地区内においては、次の各号に掲げる行為は、府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為及び当該特別保存地区に関する都市計画が定められた際すでに着手している行為については、この限りでない。

一～二（略）

三 木竹の伐採

四～七（略）

2 府県知事は、前項各号に掲げる行為で政令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

3～8（略）

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令（抄）

（昭和41年政令第384号）

（法第七条第一項 ただし書の政令で定める行為）

第三条 法第七条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三（略）

四 次に掲げる木竹の伐採

イ 枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 建築物の敷地以外の土地にある独立木で、高さが十五メートルを超えず、かつ、一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えないものの伐採

ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

五～八（略）

（略）

（法第八条第一項 ただし書の政令で定める行為）

第五条 法第八条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一～二（略）

三 第三条第四号に掲げる木竹の伐採

四～八（略）

九 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ（略）

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) ~ (3) (略)

(4) 高さが五メートルを超える木竹の伐採

八~二 (略)

ホ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) (略)

(2) 第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては、森林の択伐

(3) 森林の皆伐又は森林でない竹林で府県知事(指定都市においては、その長)が指定するものの皆伐

(4) (略)

(特別保存地区内の行為の許可基準)

第六条 法第八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一~七 (略)

八 木竹の伐採については、当該木竹の伐採が、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における歴史的風土を損なうおそれが少ないこと。

イ 森林の択伐

ロ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が第二種歴史的風土保存地区以外の特別保存地区にあつては一ヘクタール以下、第二種歴史的風土保存地区にあつては五ヘクタール以下のもの

ハ 前号に掲げる土地の形質の変更のために必要な最少限度の木竹の伐採で、森林である土地の区域において行うもの

ニ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

九~十四 (略)